高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県森の工場活性化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　人工林の多くが利用期に達しており、この豊富な森林資源を余すことなく活用し、原木の安定供給とともに森林資源の循環利用を進めるため、県は、林業適地において計画的かつ効率的な資源利用と確実な再造林を目指す一団の森林を集約化した森の工場（以下「森の工場」という。）において、林業コストの縮減による林業収支のプラス転換、人材育成等に取り組む事業体（以下「補助事業者」という。）に対し、森林整備事業及び木材生産に関する事業に必要な経費を予算の範囲内で補助する。

（事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助の要件）

第３条　前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）に係る事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助の要件は別表第１－１及び別表第１－２に定めるとおりとする。

２　補助事業の事業実施期間は、森の工場ごとに定める。

（補助金の交付の申請等）

第４条　補助金の交付の申請は、補助事業が完了した後に速やかに行わなければならない。

２　規則第３条第１項の補助金等交付申請書の様式は、別記様式によるものとし、当該補助金等交付申請書をもって規則第11条第１項の補助事業等実績報告書に代えるものとする。なお、申請に当たっては、別表第3に基づく書類等を添付するものとする。

３　前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。

４　補助事業者は、第２項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の納税義務がある場合に限る。）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び別紙４）を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第６条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助金に係る規則、要綱、要領等の規定を遵守すること。

（２）補助事業により整備した森林については、補助事業の終了の翌年度から起算して５年以内に他の目的に転用又は皆伐をする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出ること。

（３）補助事業によって取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定されていない財産にあっては、農林水産大臣が別に定める期間内）において、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（４）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管すること。

（５）別表第２に掲げるいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

（６）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（７）知事の付した条件に反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

（補助金の返還）

第７条　知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）規則若しくはこの要綱の規定又は補助の条件に違反したとき。

（２）不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。

（３）補助事業の完了の翌年度から起算して５年以内に、補助事業を対象とした林地を他の目的に転用若しくは皆伐をした場合又は知事の承認を得て財産の処分をする場合。ただし、公用、公共用、天災等のやむを得ない事由による場合は、減免について協議することができるものとする。

（４）第４条第３項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合で、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき。

（書類の提出）

第８条　知事に提出する書類は、事業体の所在地を管轄する林業事務所の長（嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、嶺北林業振興事務所長）を経由して正副２部を提出しなければならない。

（グリーン購入）

第９条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第10条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成21年４月28日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

２　この要綱は、令和７年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第７条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則

　この要綱は、平成22年４月27日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、平成23年４月28日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、平成24年４月27日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、平成25年４月24日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、平成26年４月４日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。ただし、平成25年度事業については従前の例による。

附　則

　この要綱は、平成27年４月１日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、平成29年４月18日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、平成30年４月１日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、令和元年６月７日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、令和２年４月28日から施行し、令和２年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、令和３年４月７日から施行し、令和３年度の補助金から適用する。

附　則

　この要綱は、令和５年９月８日から施行する。ただし、施行日前に申請済みの令和５年度事業については、従前の例による。

附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１－１（第３条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助の要件 |
| 森の工場活性化 対策事業  (１)間伐材搬出支援事業  (２)作業道整備事業 | 森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等  森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等 | 6から12齢級まで(ただし、齢級の上限を、造林事業については長伐期施業を行う13齢級から市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に２を乗じた齢級までとし、木材安定供給推進事業については齢級の上限は無しとする。)の人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費  森林整備及び効率的な作業システムに必要な作業道の開設に要する経費 | 定額  素材及びチップ等端材１立方メートル当たり900円。ただし、下限は１ヘクタール当たり30立方メートル、上限は１ヘクタール当たり80立方メートルとする。なお、チップ等端材１トンは、1.2立方メートルとする。  造林事業等の補助対象事業費（木材安定供給推進事業にあっては、査定事業費）の12パーセント以内。（造林事業の補助率が10分の４である場合にのみ、当該事業の補助対象とする。）ただし、令和３年４月１日以降、新たに森の工場事業実施計画を策定した場合であって、当該計画の既設路網密度が1ヘクタール当たり100メートルを超える場合は、査定事業費の６パーセント以内。  造林事業等と当事業の補助金の合計額が事業費（実行経費）を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。 | 令和６年３月31日までに施業に関する契約が行われている事業であること。 |

別表第１－２（第３条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助の要件 |
| 森の工場活性化対策事業 | |  |  |  |  |
|  | (１)間伐材搬出支援事業  (２)作業道整備事業 | 森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等  森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等 | 6から12齢級までの人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費    森林整備及び効率的な作業システムに必要な作業道の開設に要する経費 | 定額  素材及びチップ等端材１立方メートル当たり900円以内。ただし、下限は１ヘクタール当たり30立方メートル、上限は１ヘクタール当たり80立方メートルとする。なお、チップ等端材１トンは、1.2立方メートルとする。  定額  ただし、造林事業又は木材安定供給推進事業に当事業の補助金を加えた合計額が事業費（実行経費）を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。  ア　幅員3.0メートル未満１メートル当たり200円以内  イ　幅員3.0メートル以上１メートル当たり600円以内 | 令和６年４月１日以降に施業に関する契約が行われており、市町村森林整備計画における特に効率的な施業が可能な森林の区域内かつ森の工場内における事業であること。 |

別表第２（第５条、第６条関係）

|  |
| --- |
| １　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。  ２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。  ３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。  ４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。  ５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。  ６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。  ７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。  ８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。  ９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。  10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 |

別表第３（第４条関係）

添付書類等の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | | 添付書類等 | 添付書類等の内容 |
| 森の工場活性化対策事業 | |  | 造林事業等で確認できるものについては、省略することができる |
|  | (1)間伐材搬出支援事業 | ○積算根拠資料 | ア　造林事業及び木材安定供給推進事業の搬出材積集計表  イ　実行経費が確認できるもの  ウ　契約日が確認できるもの |
| ○施業地位置図 | 間伐施業区域が確認できる5,000分の１の図面及び50,000分の１の位置図 |
| (2)作業道整備事業 | ○積算根拠資料 | ア　実行経費が確認できるもの  イ　査定設計書  ウ　契約日が確認できるもの |
| ○施工地位置図 | 延長、線形等の設置位置が確認できる5,000分の１の図面及び50,000分の１の位置図 |

※１　申請書を提出する際は、電子データも併せて提出してください。

※２　施業について、契約によらず直営で行うものについては着手日が確認できるものを添付してください。